

[参考]主要用語の解説

品種育成

- ・新品種を育成または発見すること
- ・自然から単純に発見したものだけでは「育種」とは見ることはできず、“増殖と評価(propagation and evaluation)”の過程で、開発(development)が行われなければならない。したがって変化されない限り植物体の増殖は「開発」とはいえない。

出願公開

- ・出願後、出願内容を一般へ知らせ、当該品種に関する情報を得て審査の公正性と客観性を確保するための手続き
- ・概略的な内容を品種保護公報(種子院ホームページ)に掲載

品種審査(書類審査、栽培審査)

- ・書類審査：品種の新規性と品種名称を審査
- ・栽培審査：育成者による栽培審査、現地審査があり、新品種の具備要件である区別性、安定性、均一性を確認するため一つの場所で1～2回の試験を実施

品種保護決定

- ・出願品種を審査した結果、拒絶する理由を発見することができない場合、品種保護権を付与できる品種である旨決定することであり、品種保護公報へ掲載

品種保護権設定登録

- ・登録料を納付すれば品種保護原簿に掲載して出願人に品種保護登録証を交付

補正

- ・代理人が代理権を欠如した場合、行為能力が無い者が品種保護に関する手続きを行う場合、出願書または請求書などが方式に違反している場合、手数料を納付していない場合に、補正期間を定めてそれぞれ書類を補正させる手続きであり、補正が行われない場合は無効処分とされる。

II. 品種保護出願書作成要領

品種保護出願時の必要書類

- ☐ 品種保護出願書（別紙19号書式）・・・植物新品種保護法第30条1項1～7号
 - ☐ 品種の育成過程・・・・・・・・・・植物新品種保護法第30条2項1号
 - ☐ 品種の特性説明（特性表）・・・・・・・・植物新品種保護法第30条2項1号
 - ☐ 品種特性記述書・・・・・・・・・・植物新品種保護法第30条2項1号
 - ☐ 品種の写真・・・・・・・・・・植物新品種保護法第30条2項2号
 - ☐ 品種保護出願手数料・・・・・・・・・・植物新品種保護法第30条2項4号
 - ☐ 品種の試料(栄養繁殖作物である場合試料提出確約書)・・・植物新品種保護法
第30条2項3号
 - ☐ (代理人がいる場合)委任状原本とその翻訳本・・・・・・同法施行規則第40条
 - ☐ (譲渡を受けた場合)譲渡証原本とその翻訳本
 - ☐ (持分が約定されてある場合)権利に対する持分証明書類・・・同法施行規則第40条
 - ☐ (遺伝子組換え品種である場合)リスク性審査書・・・・・・・・同法施行規則第40条
 - ☐ (優先権主張時)優先権主張書類原本・・・・・・・・・・同法施行規則第41条1項
 - ☐ (出願人の名義変更時)品種保護出願人名義変更等申告書
- ※ ☐ は、出願時必須書類
- ☐ は、該当する場合のみ提出

共通事項

- 黒色字、ハングル(韓国語)で作成(漢字、外国語は括弧内に記載)、コンピュータ出力物
- 英語で表記することができる事項
 - ー学名、品種名称、専門用語でハングル(韓国語)で表記する適切な用語がない場合
 - ー外国人の姓名および法人名称、外国の住所および営業所の所在地
- 英語で表記後、ハングルで音訳して併記すべき事項
 - ー品種名称、外国人姓名および法人名称
- ハングルで音訳する場合
 - ー文化観光部告示2000-8「国語のローマ字表記法」により音訳して記載
- 外国語で記載された書類を提出する場合、ハングルで作成した翻訳文を添付しなければならない
 - (例) ・代理人(agent)契約書委任状写本
 - ・品種保護権譲渡契約書写本
 - ・育成者の権利を譲渡した契約書(育成者 → 会社)写本
- 書類には原則的に削除・追加などできないがやむを得ず訂正すべき場合、右側余白に訂正字数を書き出願人(出願代理人)が署名捺印
- 出願人・代理人および育成者が二人以上であるように必要な場合には該当“枠”を増設して記載
- 添付物が複数文書に共通に添付される場合
 - ーその証明内容が同一である場合に限り1件のみ原本添付
 - ー残りの書類には複写本添付可能
- 既に提出された書類を利用する場合
 - ー複写本添付可能
 - ー“既に提出書類(‘00.00.00)に添付された文書援用”で表示